

特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会
システム利用料規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会(以下、「当法人」という。)が設置する滋賀県医療介護情報連携ネットワーク(以下、「びわ湖あさがおネット」という。)の利用料金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用料金)

第2条 当法人は、びわ湖あさがおネットの利用者から利用料金及びその消費税相当額を徴収するものとする。

2 利用料金は、次の表のとおりとする。(いずれも税別、月額金額)

施設区分	医療情報提供施設				医療情報 閲覧施設	在宅機能の み利用施設
	ID-Link / HB 利用病院		小規模システム利用病院			
	300床以上	300床未満	電子カルテ	レセプト		
病 院	55,000	45,000	45,500	10,500 ※1	5,500 ※1	2,500 ※3
診療所・ 介護老人 保健施設	—	—	2,500 ※2	2,500 ※2	2,500 ※2	1,500 ※3
薬 局	—	—	2,500 ※2	2,500 ※2	2,500 ※2	1,500 ※3
訪問看護 ステーション	—	—	—	—	2,500 ※2	1,000 ※3
介護事業 所等	—	—	—	—	—	1,000 ※3
行政・ 団体等	—	—	—	—	2,500※2 (保健所のみ)	1,500 ※3

※1 同一施設内登録ID数10IDまでの料金 11ID以降、10IDごとに加算

※2 同一施設内登録ID数5IDまでの料金 6ID以降、5IDごとに加算

※3 登録ID数による料金の加算は、当面の間、おこなわない

3 上記の利用料金には、セキュアメール機能およびファイル共有機能の利用料を含むものとする。

(利用料金の発生)

第3条 利用料金は、利用開始日の月の翌月分から発生するものとする。ただし、利用開始日が月の1日である場合は、当月分から発生するものとする。

(支払方法)

第4条 利用者は、当法人から発行する毎月の納付書で納付するものとする。ただし、年度当初(4月)には、年間一括払いも可能とする。

2 前項の規定にかかわらず、口座引落としによる方法も可能とする。

(支払期限等)

第5条 支払期限は、毎月末日とする。ただし、支払期限が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日とする。

2 支払請求日は、毎月5日までに請求するものとする。

(支払遅延損害金)

第6条 支払期限までに利用料金及びその消費税相当額を支払わない場合は、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、利用料金に対し、年14.6%の割合(支払期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%)を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求できるものとする。ただし、支払遅延損害金が100円未満の場合は、この限りでない。

(利用解除)

第7条 利用契約が解除された場合は、利用解除の申し出のあった月の翌月分から利用料金の徴収を停止するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。